

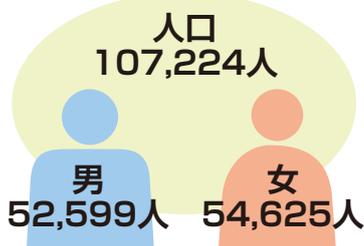
わっちら

幼児療育センター 指導風景



管内の人口と世帯数

(平成29年5月1日現在)

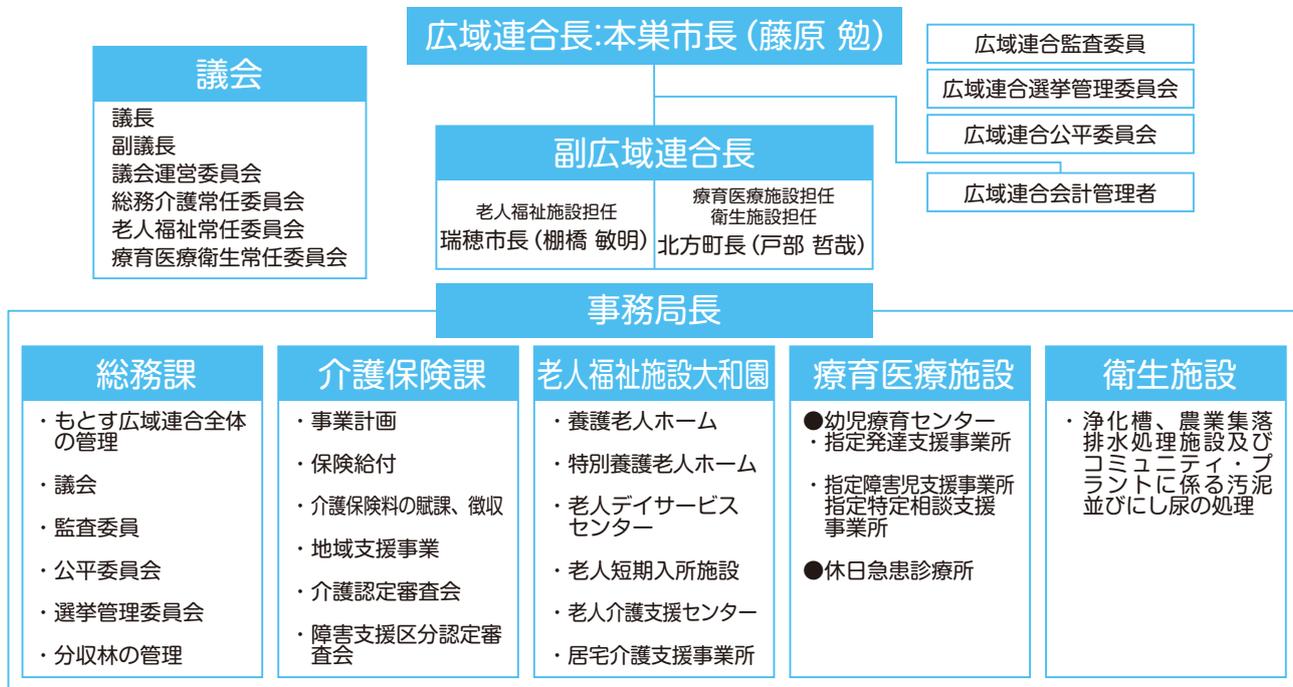


主な内容

| | |
|---|---|
| もとす広域連合 組織体制 | 2 |
| 平成28年度 情報公開及び個人情報保護実施状況 | 2 |
| 衛生施設 さわやかプラント通信 | 3 |
| 平成29年度 介護保険料について | 4 |
| 介護保険負担限度額認定証の更新のお知らせ 介護サービス等調査委員会運営状況の公表 | 5 |
| こんにちは幼児療育センターです・休日急患診療所のご案内 | 6 |
| 大和園からのお知らせ | 7 |
| 地域包括支援センターだより | 8 |

もとす広域連合 組織体制

もとす広域連合は、瑞穂市、本巣市及び北方町で組織された特別地方公共団体です。組織市町の介護保険に係る事務等の共同処理や、老人福祉施設大和園、幼児療育センター、休日急患診療所、し尿処理施設の管理・運営等を行っています。このような組織体制でそれぞれの業務に取り組んでいますので、よろしくお願いいたします。



平成28年度 情報公開及び個人情報保護実施状況

もとす広域連合情報公開条例及びもとす広域連合個人情報保護条例の規定により、公文書の公開等及び個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表します。

< 情報公開関係 >

平成28年度 公文書の公開等の実施状況
……請求件数1件

| 実施機関 | 請求件数 | 決定状況 | | | | | | | | |
|---------|------|------|------|---------|--------|--------|-----|---------|--------|--------|
| | | 全部公開 | 部分公開 | 不服申立て件数 | | | 非公開 | 不服申立て件数 | | |
| | | | | 却下 | 変更又は公開 | 決定等を取消 | | 却下 | 変更又は公開 | 決定等を取消 |
| 広域連合長 | 1 | 0 | 1 | | | | | | | |
| 議会 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 公平委員会 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 監査委員 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 合計 | 1 | 0 | 1 | | | | | | | |

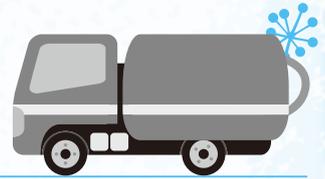
< 個人情報保護関係 >

平成28年度 個人情報の開示等の実施状況
【開示請求関係】……請求件数3件

| 実施機関 | 請求件数 | 決定状況 | | | | | | | | |
|---------|------|------|------|--------|--------|--------|-----|--------|--------|--------|
| | | 全部公開 | 部分公開 | 審査請求件数 | | | 非公開 | 審査請求件数 | | |
| | | | | 却下 | 変更又は公開 | 決定等を取消 | | 却下 | 変更又は公開 | 決定等を取消 |
| 広域連合長 | 3 | 3 | | | | | | | | |
| 議会 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 公平委員会 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 監査委員 | 0 | 0 | | | | | | | | |
| 合計 | 3 | 3 | | | | | | | | |

【利用停止請求関係】(違法に収集または提供された個人情報の利用及び提供の停止または消去の請求)
……請求件数0件

【訂正請求関係】(誤った個人情報の訂正の請求)
……請求件数0件



施設で処理をして放流される水(放流水)の水質検査の結果を報告します。

平成28年度放流水の水質検査結果一覧表

(平成28年4月～平成29年3月)

| 項目 | 単位 | 規制値 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------------------------|-------------------|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 検査日 | — | — | 21日 | 26日 | 30日 | 28日 | 25日 | 29日 | 26日 | 30日 | 21日 | 26日 | 22日 | 23日 |
| 天気 | — | — | 曇り | 曇り | 雨 | 曇り | 晴れ | 雨 | 晴れ | 晴れ | 晴れ | 晴れ | 晴れ | 曇り |
| 気温 | ℃ | — | 20 | 23 | 22 | 29 | 32 | 29 | 22 | 7 | 7 | 10 | 13 | 11 |
| 水温 | ℃ | — | 22.6 | 25.8 | 28.0 | 28.4 | 29.7 | 27.0 | 23.4 | 18.6 | 18.3 | 14.4 | 16.6 | 17.7 |
| ○ pH | — | 5.8～8.6 | 6.9 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 7.0 | 6.9 | 6.8 | 6.7 | 7.0 | 6.9 |
| ○ BOD | mg/ℓ | 20mg/ℓ以下 | 2.1 | 0.5 | 1.2 | 2.0 | 1.7 | <0.5 | 1.3 | 0.8 | 2.2 | <0.5 | 1.8 | 3.1 |
| ○ COD | mg/ℓ | 30mg/ℓ以下 | 13 | 10 | 14 | 12 | 10 | 7.6 | 9.2 | 6.0 | 8.4 | 8.0 | 5.2 | 7.6 |
| ○ SS | mg/ℓ | 70mg/ℓ以下 | 13 | 3 | 1 | 4 | 3 | 9 | 2 | 12 | 2 | 1 | 2 | 4 |
| ○ 大腸菌群数 | 個/mℓ | 3,000個/mℓ以下 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 | <30 |
| ○ COD負荷量 | kg/日 | 34.7kg/日以下 | 3.11 | 3.43 | 3.43 | 3.17 | 2.74 | 2.76 | 2.86 | 2.23 | 2.39 | 2.25 | 2.54 | 3.04 |
| ○ T-N負荷量 | kg/日 | 40.4kg/日以下 | 0.29 | 0.37 | 0.29 | 0.25 | 0.37 | 0.44 | 0.38 | 0.23 | 0.25 | 0.46 | 0.26 | 0.42 |
| ○ T-P負荷量 | kg/日 | 3.5kg/日以下 | 0.03 | 0.02 | 0.01 | 0.04 | 0.03 | 0.04 | 0.01 | 0.00 | 0.00 | 0.01 | 0.00 | 0.00 |
| NH ₄ -N | mg/ℓ | — | 0.07 | 0.15 | 0.11 | 0.48 | 0.04 | 0.04 | 0.1 | 0.06 | <0.01 | 0.05 | 0.2 | 0.49 |
| NO ₂ -N | mg/ℓ | — | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | 0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 | <0.01 |
| NO ₃ -N | mg/ℓ | — | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.79 | 1.3 | 1.8 | 0.6 | 0.17 | 0.3 | <0.01 | 0.11 | 0.12 |
| PO ₄ ³⁻ | mg/ℓ | — | 0.30 | 0.24 | 0.84 | 0.98 | 0.40 | 0.30 | 0.20 | 0.45 | 0.09 | 0.1 | 0.57 | 0.06 |
| 透視度 | cm | — | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 | >100 |
| 色度 | 度 | — | 18 | 12 | 13 | 9 | 7 | 2 | 6 | 13 | 8 | 6 | 12 | 8 |
| 塩素イオン | mg/ℓ | — | 30 | 70 | 70 | 90 | 80 | 50 | 50 | 40 | 50 | 60 | 60 | 40 |
| 放流量 | m ³ /日 | — | 285.1 | 286.5 | 290.2 | 271.2 | 297.2 | 293.3 | 287.3 | 306.1 | 296.0 | 280.9 | 311.1 | 258.0 |

水質汚濁防止法、廃棄物処理法及び第7次総量規制に係る8項目(○印)については、全項目をクリアしており、環境保全には十分配慮しています。適正に処理された水は天王川に放流しています。

- pH……………水素イオン濃度のこと。溶液中の水素イオン濃度を表わす指数。7を中性とし、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなり、逆に小さくなるほど酸性が強くなる。
- BOD……………生物化学的酸素要求量のこと。微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。数値が高いほど汚れが大きいことを示す。
- COD……………化学的酸素要求量のこと。酸化剤によって酸化されるときに消費される酸化剤の量を換算した値。数値が高いほど汚れが大きいことを示す。
- SS……………浮遊物質量のこと。
- 大腸菌群数……………人の腸管内に常時生息し、健康な人間の糞便1g中に10億～100億存在するといわれている。大腸菌群数は容易に検出できることから、し尿汚染の指標として広く用いられている。
- T-N……………全窒素のこと。有機態窒素に無機態窒素(NH₄-N・NO₂-N・NO₃-N)を加算した総量。
- T-P……………全リンのこと。汚泥や糞尿などに含まれるリンの全量のこと。
- NH₄-N……………アンモニア性窒素のこと。汚泥中の尿が腐って分解するとき尿に含まれる尿素やたんぱく質がアンモニア性窒素に変化する。
- NO₂-N……………亜硝酸性窒素のこと。アンモニア性窒素が酸化分解したときに生じるもの。この値が高いほど浄化効率が高いことを示す。
- NO₃-N……………硝酸性窒素のこと。窒素化合物が酸化によって生じた最終の生成物であり生活污水には殆んどなく、処理水に認められるため処理の程度を判定する指標になる。
- PO₄³⁻……………リン酸のこと。
- 透視度……………水の透明度を示すもの。
- 色度……………水の濁りの程度を表すもの。
- 塩素イオン……………水中に溶けている塩化物の塩素をいう。希釈の程度を知るのに用いる。
- 溶存酸素……………水中に溶解している酸素をいう。水が清純であるほど、その温度における飽和量に近く含有される。

微量に含まれる物質の割合を表す単位
mg/ℓ (ppm) ……100万分の1 (1/10⁶)



65歳以上の方の介護保険料が 7月に決まります

《介護保険料の決め方》

介護保険は、みなさんの保険料と国・県・市や町の公費によって賄われています。このため、介護保険料は、サービス利用量が多ければ高くなり、少なければ低くなります。

もともと広域連合管内の65歳以上の方の保険料は、管内で必要となる介護サービス費の22%を管内にお住まいの65歳以上の方の人数で割った額が基準となります。平成27年度から平成29年度の基準となる額は、月額5,650円です。この額は、介護保険サービス利用量に応じ、3年に一度見直しが行われます。

今年度の年間介護保険料は下表のとおりです。この介護保険料は、住民税の課税状況、課税年金収入額および所得金額等に応じて、10段階に分かれています。

《納付方法》

介護保険料の納め方には次の2通りがあります。

1. 特別徴収（年金からの天引き）

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円以上の方は、

年金受給時に年金から天引き（年6回）されます。

2. 普通徴収（納付書・口座振替）

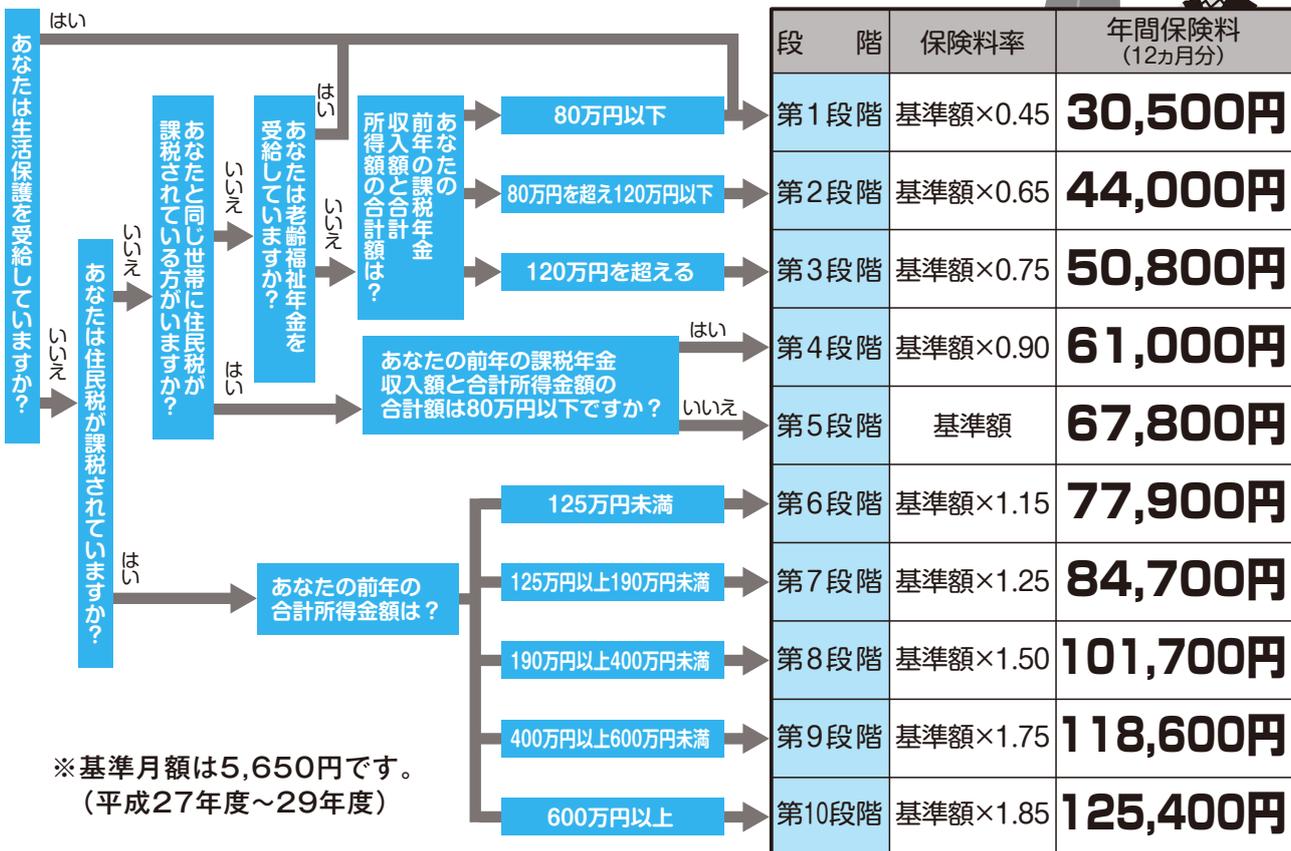
老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給額が年額18万円未満の方、65歳になって間もない方、他の市区町村から転入してきた方などは、納付書または口座振替で納めていただきます。納期は7月から翌年2月までの毎月末（ただし、月末が土・日・祝日の場合は翌月最初の営業日、12月は25日の年8回）です。納付忘れがないように口座振替をお勧めしております。

特別徴収・普通徴収のいずれの方にも、住民税確定後の7月中旬に平成29年度の介護保険料を算出し「介護保険料納入通知書」によりお知らせします。普通徴収納付書払いの方につきましては、平成29年第1期から第8期（納期限：7月末から翌年2月末まで）の納付書が介護保険料納入通知書と一緒に届いておりますので必ずご確認ください。

介護保険制度にご理解いただき、納期限までに介護保険料を納めていただきますようお願い申し上げます。

あなたの保険料は

基準額をもとに、所得段階に応じて保険料が決められます。



※第1段階については、公費による軽減措置が行われています。

現在介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方へ

介護保険負担限度額認定証の更新のお知らせ

現在、お持ちの介護保険負担限度額認定証は、有効期限が平成29年7月31日までとなっております。

引き続き認定が必要な方は、改めて申請が必要となります。すでに有効期間が平成29年7月31日までの介護保険負担限度額認定証の交付を受けている方には7月初旬にもとす広域連合より更新のお知らせをお送りします。お知らせに同封します申請書類等にご記入の上、もとす広域連合、または各市町の介護保険担当課窓口へご提出ください。申請後、認定された方には「平成29年度介護保険負担限度額認定証」を送付いたします。

◆ご注意

平成27年8月の制度改正により、判定要件に預貯金等の資産の基準が追加されました。資産にあたるものを複数お持ちの場合は、確認できるものをすべてご提出ください。

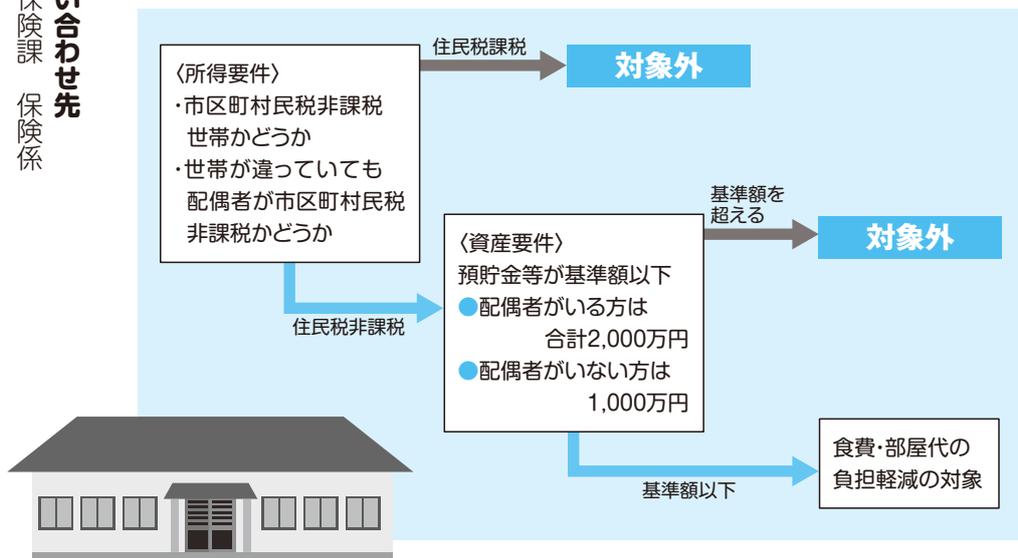
◆利用者負担段階対象要件の変更について

世帯全員住民税非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方で、一定額以上の預貯金等をお持ちでない方は、食費・部屋代について、利用者負担段階第2段階の負担をしていただいております。利用者負担段階の判定に用いる収入には、課税年金（老齢年金など）収入のみが判定要件となっております。したが、平成28年8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金など）収入も含めて判定することになります。

◆介護保険負担限度額認定証とは…

所得の低い方の施設サービスやショートステイの利用が困難とならないように、申請により食費・部屋代の軽減を行うものです。軽減対象となる判定の流れは次のとおりです。

【食費・部屋代の負担軽減対象者の判定の流れ】



◆問い合わせ先

介護保険課 保険係
電話 058-320-2220

平成28年度

介護サービス等

調査委員会運営状況の公表

もとす広域連合介護サービス等調査委員会設置条例第14条第1項の規定に基づき、平成28年度の運営状況についてお知らせします。

・申立ての受付件数（苦情の概要）……………0件
・申立ての処理状況……………0件

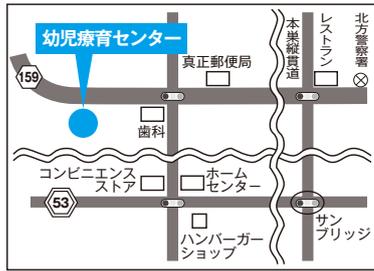
この委員会は介護保険に関する苦情等を公正かつ迅速に処理し、介護保険制度を適正に運営できるように設置された第三者機関です。介護サービス等の苦情等があれば、遠慮なくご相談ください。

◆問い合わせ先

介護保険課 保険係
電話 058-320-2220



〒501-0471
 本巣市政田500番地1
 TEL058-323-0584
 FAX058-320-2287
 もとす広域連合 療育医療施設
幼児療育センター



就学前の発達や集団適応に心配のあるお子さんが健やかに成長し、安心して生活できる地域支援を目指します。

ママ友との遊びの場や、幼稚園や保育園でのわが子の姿とお友達を比べたり、育児雑誌、インターネットを検索しすぎて、余計に心配したり悩んだりすることはありませんか。

最近では、ことばや運動面などの発達全般の遅れだけではなく、落ち着きのなさや友達との関わり方、こだわりや集団適応が苦手などの相談から療育利用につながるケースが増えています。

組織市町（瑞穂市・本巣市・北方町）のお子さんの発達や子育てについて専門的なアドバイスをする相談・療育機関です。



ごんには幼児療育センターです



相談

（相談支援事業所）

発達についての相談を随時受け付け対応しています。

また、療育指導を受ける為に必要なサービス等利用計画を作成しています。



まずはご相談ください。
 （無料・要予約）
 058-323-0584

療育

（発達支援事業所）

児童福祉法に基づき、発達に課題のある未就学のお子さんが日常生活における基本動作や知識技能を習得し、集団生活に適應することができるよう、適切かつ効果的な指導及び訓練を行う事業です。

発達課題に応じた生活指導・グループ指導・個別指導を行います。利用にあたっては、受給者証の手続きが必要です。



療育目標

- ① 個々のお子さんの状況を把握し、心身の発達を促し、すこやかな成長を助けます。
- ② 自分でやることとする気持ちを育て、個々のお子さんに合った方法で身辺自立の習得を目指します。
- ③ いろいろな活動に興味関心を持ち最後まで頑張ることを促すこととする気持ちを育み、充足感や達成感、自己肯定感につながるよう支援します。
- ④ 日常生活に必要な「やくそく」「ままり」が身につくよう生活経験の幅を広げ、社会生活に適應できる力を育みます。
- ⑤ 保護者との連携を密にして、お子さんの育ちに必要な援助や関係機関との連携を図り具体的な助言を努めます。

休日急患診療所ののご案内

のご案内

- 診療科目 / 内科、小児科
- 診療時間 / 午前9時～正午 午後1時～4時
- 診療日 / 日曜日、祝日（1月1日除く）
1月2日・3日・8月15日（お盆）
- 場所 / 北方町北方3219-25
（北方警察署東隣）
- 電話 / 058-323-0523（直通）
（直通電話は診療時間のみ通話可能です）
- ※ 当番医につきましては、もとす医師会ホームページをご参照ください。
- ※ 受診時は医療保険証をご持参ください。
- ※ 薬は原則、当日分のみの処方となります。



6月～9月の診療日

| | | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 6月 | 4日 | 11日 | 18日 | 25日 | - | - |
| 7月 | 2日 | 9日 | 16日 | 17日 | 23日 | 30日 |
| 8月 | 6日 | 11日 | 13日 | 15日 | 20日 | 27日 |
| 9月 | 3日 | 10日 | 17日 | 18日 | 23日 | 24日 |



アロマセラピーでみんな元気ハツラツ!!

触れて

遊んで

散歩
して



一緒に元気になるワン!!



平成29年度 踊りの夕べ 7月22日(土) 午後6:00~



今年もみなさんのご来園をお待ちしていますヨ!



昨年は地域の方々に多数ご参加頂きました。



大和園職員募集 年齢不問

| 職種 | 仕事の内容 | 必要資格等 | 報酬・時給 | 休暇 |
|-------------------|-----------------|-----------------------------|-----------------|-----------------------|
| ① 介護嘱託員 | 夜勤を含む高齢者の生活介護全般 | 介護職員初任者研修(ヘルパー2級)以上の資格を有する方 | 月額報酬178,600円 | 有給休暇有 (年間休日152日程度) |
| ② 介護日雇職員 | 高齢者の生活介護全般 | 資格不問、短時間可 | 時給850円~1,125円 | |
| ③ 看護日雇職員 | 高齢者の生活医療全般 | 看護師または准看護師の資格を有する方、短時間可 | 時給1,230円~1,497円 | |
| ④ 介護支援専門員 日雇職員 | ケアマネジメント全般 | 介護支援専門員の資格を有する方 | 時給1,030円~1,080円 | |

詳しくは右記までお問い合わせください。 もとす広域連合 老人福祉施設大和園 本業市曾井中島1156番地4 電話 0581-34-2555

平成28年3月から

「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まっています。



65歳以上の方が対象の介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても利用できます。

お住まいの市町の介護予防・生活支援サービス
(通所型サービス)を簡単にご紹介します!



介護予防には食事も重要と
いうことがわかりました。
みんなで作って、おいしくいただきました。



運動教室に参加して元気になりました。



歌と体操で
楽しく介護予防!



(注)お住まいの市町の通所型サービスが利用できますが、サービス内容や利用者負担の有無が異なりますので、詳しくは市町の窓口や地域包括支援センターにお問い合わせください。

各市町の地域包括支援センターの連絡先

地域包括支援センターは行政機関等の相談窓口と連携をとっています。お気軽にご相談ください。

| | |
|---------------|--|
| 瑞穂市地域包括支援センター | 〒501-0222 瑞穂市別府1283番地(瑞穂市総合センター1階) 電話:058-327-4118 FAX:058-327-5304 |
| 本巣市地域包括支援センター | 〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1(本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166 FAX:058-324-5167 |
| 北方町地域包括支援センター | 〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地(北方町役場内) ※4月から移転しました。 電話:058-323-5540 FAX:058-323-2114 |